

〔公印・契印省略〕

総統推第 429 号
令和 7 年 12 月 24 日

統計委員会委員長
津 谷 典 子 殿

総 務 大 臣
林 芳 正

諮問第 202 号
令和 8 年社会生活基本調査に係る匿名データの作成について（諮問）

標記について、別紙のとおり作成するに当たり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）
第 35 条第 2 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮問の概要

(令和8年社会生活基本調査に係る匿名データの作成について)

1 匿名データの作成対象とする統計調査

「公的統計の整備に関する基本的な計画」(令和5年3月28日閣議決定)において、ユーザーのニーズを考慮し、匿名データの提供対象とする統計調査・年次の追加等に取り組むこととされていることを踏まえ、以下に掲げる統計調査について、統計法(平成19年法律第53号)第35条第1項の規定に基づき、匿名データの作成を行う予定である。

作成対象の統計調査	調査年次	(参考) 作成済みの調査年次
社会生活基本調査	令和8年	平成3年、8年、13年、18年、23年及び28年並びに令和3年

(参考) 調査事項の主な変更点

匿名データの作成対象である令和8年社会生活基本調査の調査事項については、前回調査(令和3年調査)から、調査票Aの生活行動の項目「趣味・娯楽」について、「スポーツ観覧・観戦(テレビ・スマートフォン・パソコンなどは除く)」を「現地でのスポーツ観戦」に名称変更する。また、「現地以外でのスポーツ観戦(パブリックビューイング・テレビなど)」を追加する。

2 各調査事項の匿名化処理

「匿名データの作成・提供に関するガイドライン」(平成21年2月17日総務省政策統括官(統計基準担当)決定。以下「ガイドライン」という。)を踏まえて総務省統計研究研修所の支援を受けた結果、「統計法第35条第2項の規定に基づく審議について」(平成27年9月17日統計委員会決定)の「匿名データの作成に係る匿名化処理基準」の匿名化処理が令和8年社会生活基本調査の各調査事項に対応することを検証済みであり、同研修所が開催する「匿名データ有識者会議」において妥当性を確認済みである(別添1参照)。

3 匿名データの作成方法

匿名データについては、令和8年社会生活基本調査の結果の公表後に、ガイドラインを踏まえて総務省統計研究研修所の支援を受けつつ、実際の調査票情報を用いて別添1の匿名化処理の妥当性に関する検証を実施した上で作成する(別添2参照)。

匿名データの作成に係る匿名化処理基準と令和8年社会生活基本調査の対応表（案）

別添 1

I 統計調査共通で適用する処理（※しきい値は、各調査において設定）

1 識別情報に関する処理

(1) 提供しない調査事項等

調査対象を特定する危険性の高い識別情報である調査事項等（氏名、住所、出生の年月、調査地域の番号等）は提供しない。

ア 個人が特定できる調査事項等

- ・ 氏名、勤め先 など
- ・ 出生の元号・年・月（提供する場合は、年齢に換算する）

- ・ 1 氏名（記入の有無）
- ・ 3 出生の年月

イ 調査対象が特定できる調査事項等

- ・ 調査地域に関する情報（実査で使した調査区番号などの市区町村よりも詳細な地域情報）、建物が特定される調査事項 など

- ・ 調査区符号

ウ 現住居以外の地域に関する調査事項等

- ・ 以前住んでいた場所、従業している場所、通学している場所 など（市区町村などの地域情報）

—

エ 直近の災害等に関する調査事項

—

(2) 調査対象の削除

調査票情報において、提供する地域ごとの出現頻度が低く特定される可能性の高い調査対象を削除することを検討する。

ア 世帯員に関する削除処理

- ・ 世帯員について、累積の構成割合又は度数が、設定したしきい値により決定した上限値を超えた人数のいる世帯（直近の国勢調査のしきい値を確認し検討する。）

- ・ <調査票A> 28 / <調査票B> 22 世帯員の数 10歳以上の世帯員数
- ・ <調査票A> 28 / <調査票B> 22 世帯員の数 10歳未満の世帯員数

イ 同一年齢の世帯員に関する削除処理

- ・ 同一年齢の世帯員について、累積の構成割合又は度数が、設定したしきい値により決定した上限値を超えた人数のいる世帯（原則として、15歳未満を対象とする。また、直近の国勢調査のしきい値を確認し検討する。）

- ・ 同一年齢の15歳未満の世帯員

ウ 介護等に関する調査事項等に該当する世帯員についての削除処理

- ・ 介護等に関する調査事項等に該当する世帯員について、累積の構成割合又は度数が、設定したしきい値により決定した上限値を超えた人数のいる世帯

- ・ 9 ふだん介護を受けていますか

(3) 実査の際に付与される情報の匿名化処理

実査の際に付与される情報について、調査対象が特定される可能性が高い場合、匿名化処理を行うことを検討する。

ア 調査票情報の配列順の並べ替え（調査対象のランダムソート）

- ・ 調査対象が特定できる可能性の高い識別情報（世帯番号、住宅番号等が該当）は、配列順の並べ替え、再付与等を検討する。

- ・ 世帯番号
- ・ 世帯員番号

イ 集計用乗率（復元倍率）の再付与

- ・ 集計用乗率（復元倍率）から調査対象の抽出方法が判明し、調査対象が特定される可能性が高くなる場合は、有用性を考慮した上で再付与等を検討する。

- ・ 集計用乗率

I 統計調査共通で適用する処理 (※しきい値は、各調査において設定)

2 調査事項等の内容や性質によりしきい値を設定し行う処理

提供する地域等ごとの調査事項等の分布状況において、設定したしきい値よりも出現する構成割合又は度数が少ないなど調査対象が特定される可能性が高くなる調査事項等について、内容や性質と統計調査の目的との関係性を考慮して、匿名化処理を検討する。

なお、調査事項に回答する調査対象が限定されるなど、調査対象が特定される可能性が高くなる場合は、調査事項等を提供しない又は調査対象を削除することを検討する。

(1) 量的データに関する調査事項等（数量を直接記入又は記入内容から数量に換算する調査事項等）

(年齢、階数、面積、回数、時期(○年○月)、期間(○年○か月)、時間、金額などが該当)

ア 累積の構成割合又は度数の分布状況から、設定したしきい値により決定した上限（下限）値を上（下）回る場合には、トップ（ボトム）コーディング

- ・ 上限（下限）値は、提供する地域、世帯の種類、建て方などの区分別に検討する。
- ・ 同一の調査事項等について、調査票ごとに上限（下限）値が異なる場合は、より粗い値を採用する。
- ・ 単位にも留意する。

イ 構成割合又は度数の分布状況により、リコーディング（階級区分）

- 本体集計等で使用している区分、有用性を考慮し、階級区分を検討する。

ウ 他の調査事項等の匿名化処理に伴い匿名化処理が必要となる場合、上記ア、イ等の匿名化処理

(2) 質的データに関する調査事項等（「(1) 量的データに関する調査事項等」以外）

ア 構成割合又は度数の分布状況により、設定したしきい値により決定した下限値を下回る場合には、リコーディング

- ・ しきい値は、提供する地域、世帯の種類、建て方などの区分別に検討する。
- ・ 「不詳」又は不詳に相当する区分は、リコーディングしない。
- ・ 「その他」は、原則としてリコーディングしない。
(ただし、「その他」以外の区分にリコーディングの対象となる区分がない場合は、「その他」とリコーディングすることは可)
- ・ 区分を統合する場合は、その内容及び性質、本体集計等で使用している区分、有用性を考慮しリコーディングを検討する。
- ・ 同一の調査事項等について、調査票ごとに区分等が異なる場合は、より粗い区分を採用する。
- ・ 介護、教育等に関する内容の調査事項等について、他の調査事項等との関連性を確認した上でリコーディングを検討する。
- ・ 調査事項等が、意識を問う内容（「なぜですか」、「～したいですか」などが該当）の場合、そのまま提供できるかを検討する。

令和8年社会生活基本調査	
・(加工項目)年齢	・(加工項目)末子の年齢
・(加工項目)年齢	・(加工項目)末子の年齢
—	
・1 男女の別 ・2 世帯主との続柄 ・4 配偶者の有無 ・5 教育（１）就学状況 ・5 教育（２）学校区分 ・6 ふだんの健康状態 ・7 慢性的な病気や長期的な健康問題 ・8 日常生活への支障の程度 ・10 ふだん家族の介護をしていますか ・11 ふだん仕事をしていますか <調査票A>12 仕事をしたいと思っていますか <調査票A>13/<調査票B>12 勤めか自営かの別 <調査票A>14/<調査票B>13 勤務形態 <調査票A>15/<調査票B>14 年次有給休暇の取得日数 <調査票A>16/<調査票B>15 本人の仕事の内容 <調査票A>17 勤め先・業主などの企業全体の従業員数 <調査票A>18/<調査票B>16 仕事からの1年間の収入または収益(税込み) <調査票A>19/<調査票B>17 ふだんの1週間の就業時間 <調査票A>20/<調査票B>18 希望する1週間の就業時間 <調査票A>21 学習・自己啓発・訓練（１）どのような学習・自己啓発・訓練をしましたか(種類) <調査票A>21 学習・自己啓発・訓練（１）この1年間に何日ぐらいしましたか(頻度) <調査票A>21 学習・自己啓発・訓練（２）どのような目的でしたか <調査票A>21 学習・自己啓発・訓練（３）どのような方法でしたか <調査票A>22 ボランティア活動（１）どのようなボランティア活動をしましたか(種類) <調査票A>22 ボランティア活動（１）この1年間に何日ぐらいしましたか(頻度) <調査票A>22 ボランティア活動（２）1日当たり何分ぐらいしましたか(平均時間) <調査票A>22 ボランティア活動（３）団体などに加入して行っていますか(形態) <調査票A>23 スポーツ どのようなスポーツをしましたか(種類) <調査票A>23 スポーツ この1年間に何日ぐらいしましたか(頻度)	・<調査票A>23 趣味・娯楽 どのようなことをしましたか(種類) ・<調査票A>23 趣味・娯楽 この1年間に何日ぐらいましたか(頻度) ・<調査票A>24 旅行・行楽（１）どのような旅行・行楽をしましたか(種類) ・<調査票A>24 旅行・行楽（１）この1年間に何回ぐらいましたか(頻度) ・<調査票A>24 旅行・行楽（２）どのような人としましたか(共にした人) <調査票A>25 生活時間 日にち <調査票A>25 生活時間 1日目か2日目か <調査票A>25 生活時間 曜日 <調査票A>25 生活時間 どのような日でしたか <調査票B>19 生活時間 日にち <調査票B>19 生活時間 1日目か2日目か <調査票B>19 生活時間 曜日 <調査票B>19 生活時間 この日の行動の種類 <調査票B>19 生活時間 どのような日でしたか <調査票B>19 生活時間 行動の種類 行動符号 <調査票B>19 生活時間 行動の種類 行動符号 主行動(行動時間) スマートフォンの使用 <調査票B>19 生活時間 行動の種類 行動符号 主行動(行動時間) パソコンなどの使用 <調査票B>19 生活時間 行動の種類 行動符号 主行動(行動時間) 場所 <調査票B>19 生活時間 行動の種類 行動符号 主行動(行動時間) 一緒にいた人 <調査票B>19 生活時間 行動の種類 行動符号 主行動+同時行動(行動時間) スマートフォンの使用 <調査票B>19 生活時間 行動の種類 行動符号 主行動+同時行動(行動時間) パソコンなどの使用 <調査票B>19 生活時間 行動の種類 行動符号 主行動+同時行動(行動時間) 場所 <調査票B>19 生活時間 行動の種類 行動符号 主行動+同時行動(行動時間) 一緒にいた人 <調査票B>19 生活時間 行動の種類 行動符号(EU区分+A区分) <調査票B>19 生活時間 行動の種類 行動符号(EU区分+A区分) 行動の有無 <調査票B>19 生活時間 行動の種類 行動符号(EU区分+A区分) 行動時間

(2) 質的データに関する調査事項等（「(1) 量的データに関する調査事項等」以外）（つづき）	
	・＜調査票B＞19 生活時間 行動の種類 行動符号(MHI区分) ・＜調査票A＞19 生活時間 行動の種類 行動符号(MHI区分) 行動の有無 ・＜調査票B＞19 生活時間 行動の種類 行動符号(MHI区分) 行動時間 ・＜調査票B＞19 生活時間 主行動と同時行動の主な組み合わせ 組み合わせの符号(15歳以上で平日の者) ・＜調査票B＞19 生活時間 主行動と同時行動の主な組み合わせ 組み合わせの符号(15歳以上で平日の者) 行動の有無 ・＜調査票B＞19 生活時間 主行動と同時行動の主な組み合わせ 組み合わせの符号(15歳以上で平日の者) 行動時間 ・＜調査票B＞19 生活時間 主行動と同時行動の主な組み合わせ 組み合わせの符号(在学者で平日の者) ・＜調査票B＞19 生活時間 主行動と同時行動の主な組み合わせ 組み合わせの符号(在学者で平日の者) 行動の有無 ・＜調査票B＞19 生活時間 主行動と同時行動の主な組み合わせ 組み合わせの符号(在学者で平日の者) 行動時間 ・＜調査票B＞19 生活時間 時間帯 時間帯区分 場所 ・＜調査票B＞19 生活時間 時間帯 時間帯区分 一緒にいた人 ・＜調査票B＞19 生活時間 時間帯 時間帯区分 主行動 行動符号 ・＜調査票B＞19 生活時間 時間帯 時間帯区分 主行動 スマートフォンの使用 ・＜調査票B＞19 生活時間 時間帯 時間帯区分 主行動 パソコンなどの使用 ・＜調査票B＞19 生活時間 時間帯 時間帯区分 同時行動 同時行動の有無 ・＜調査票B＞19 生活時間 時間帯 時間帯区分 同時行動 行動符号 ・＜調査票B＞19 生活時間 時間帯 時間帯区分 同時行動 スマートフォンの使用 ・＜調査票B＞19 生活時間 時間帯 時間帯区分 同時行動 パソコンなどの使用 ・＜調査票A＞25 生活時間 行動の種類 ・＜調査票A＞25 生活時間 行動の種類 行動時間(一緒にいた人別) ・＜調査票A＞25 生活時間 時間帯区分 ・＜調査票A＞25 生活時間 時間帯区分 行動の種類 ・＜調査票A＞25 生活時間 時間帯区分 スマートフォン・パソコンなどの使用 ・＜調査票A＞25 生活時間 時間帯区分 一緒にいた人 ・＜調査票A＞26／＜調査票B＞20 世帯の年間収入(税込み) ・＜調査票A＞27／＜調査票B＞21 不在者はいますか 単身赴任者または出稼ぎ者の有無 ・＜調査票A＞27／＜調査票B＞21 不在者はいますか 入院している者の有無 ・＜調査票A＞29／＜調査票B＞23 一人の世帯(単身世帯)の状況 ・＜調査票A＞30／＜調査票B＞24 (10歳未満の世帯員について)世帯主との続き柄 ・＜調査票A＞31／＜調査票B＞25 (10歳未満の世帯員について)年齢 ・＜調査票A＞32／＜調査票B＞26 (10歳未満の世帯員について)在学・在園の状況 ・＜調査票A＞33／＜調査票B＞27 (10歳未満の世帯員について)ふだん世帯員以外の人から育児の手助けを受けていますか(育児支援の利用の状況) ・(加工項目) ライフステージ ・(加工項目) 世帯の家族類型 ・(加工項目) 共働き可否か ・＜調査票A＞(加工項目) 親の行動の有無(生活行動編 23 スポーツ) ・＜調査票A＞(加工項目) 親の行動の有無(生活行動編 23 趣味・娯楽) ・＜調査票A＞(加工項目) 夫と妻の週間就業時間 ・＜調査票A＞(加工項目) 子供の有無 ・(加工項目) 6歳未満の子供の有無 ・(加工項目) 6歳未満の子供の人数 ・＜調査票A＞(加工項目) 6歳未満の子供の人数・在園状況 ・＜調査票A＞(加工項目) 末子の教育 ・＜調査票B＞(加工項目) 夫の家事時間階級 ・＜調査票B＞(加工項目) 妻の家事時間階級 ・＜調査票B＞(加工項目) 夫の育児時間階級 ・＜調査票B＞(加工項目) 妻の育児時間階級 ・＜調査票B＞(加工項目) 6歳未満の子供の育児支援の利用の状況 ・＜調査票B＞(加工項目) 小学校在学の10歳未満の子供の有無 ・＜調査票B＞(加工項目) 小学校在学の10歳未満の子供の学童保育などの利用の状況 ・＜調査票B＞(加工項目) 小学校在学の10歳未満の子供の学童保育などの利用の状況・育児支援の利用の状況
イ 他の調査事項等の匿名化処理に伴い匿名化処理が必要となる場合、上記ア等の匿名化処理	—

Ⅱ 各統計調査で独自に行う処理		令和8年社会生活基本調査																
1 提供する地域（市区町村以上の地域情報） 各統計調査において、提供する地域（都道府県、市区町村等）を決定する。		・ 3大都市圏が否か																
2 サンプリング・リサンプリング率 各統計調査において、調査方法を考慮し抽出した調査票情報の一部を提供する。																		
<table><tr><td>【国勢調査】</td><td>一般世帯は世帯単位に、施設等世帯は個人単位に約 1 %</td></tr><tr><td>【社会生活基本調査】</td><td>世帯単位に約80% （調査票 A、調査票 B ごとに抽出する。）</td></tr><tr><td>【就業構造基本調査】</td><td>世帯単位に約80%</td></tr><tr><td>【住宅・土地統計調査】</td><td>住宅単位に約10% （調査票甲及び乙を合わせて抽出し、両方の調査票に共通の調査事項等を提供する。）</td></tr><tr><td>【労働力調査】</td><td>世帯単位に約80%（基礎調査票を抽出する。ただし、沖縄県は約20%とする。）</td></tr><tr><td>【全国家計構造調査】</td><td>世帯単位に約80% （次の世帯について、世帯の種類（二人以上の世帯、単身世帯）ごとに抽出する。 ・ 基本調査世帯、家計調査世帯特別調査世帯及び全国単身世帯収支実態調査世帯 ・ 簡易調査世帯 世帯票、家計簿、年収・貯蓄等調査票が全て揃っている世帯を提供する。）</td></tr><tr><td>【国民生活基礎調査】</td><td>世帯単位に約20%</td></tr><tr><td>【賃金構造基本統計調査】</td><td>労働者単位に約40%</td></tr></table>		【国勢調査】	一般世帯は世帯単位に、施設等世帯は個人単位に約 1 %	【社会生活基本調査】	世帯単位に約80% （調査票 A、調査票 B ごとに抽出する。）	【就業構造基本調査】	世帯単位に約80%	【住宅・土地統計調査】	住宅単位に約10% （調査票甲及び乙を合わせて抽出し、両方の調査票に共通の調査事項等を提供する。）	【労働力調査】	世帯単位に約80%（基礎調査票を抽出する。ただし、沖縄県は約20%とする。）	【全国家計構造調査】	世帯単位に約80% （次の世帯について、世帯の種類（二人以上の世帯、単身世帯）ごとに抽出する。 ・ 基本調査世帯、家計調査世帯特別調査世帯及び全国単身世帯収支実態調査世帯 ・ 簡易調査世帯 世帯票、家計簿、年収・貯蓄等調査票が全て揃っている世帯を提供する。）	【国民生活基礎調査】	世帯単位に約20%	【賃金構造基本統計調査】	労働者単位に約40%	・ 世帯単位に約80% （調査票A、調査票Bごとに抽出する。）
【国勢調査】	一般世帯は世帯単位に、施設等世帯は個人単位に約 1 %																	
【社会生活基本調査】	世帯単位に約80% （調査票 A、調査票 B ごとに抽出する。）																	
【就業構造基本調査】	世帯単位に約80%																	
【住宅・土地統計調査】	住宅単位に約10% （調査票甲及び乙を合わせて抽出し、両方の調査票に共通の調査事項等を提供する。）																	
【労働力調査】	世帯単位に約80%（基礎調査票を抽出する。ただし、沖縄県は約20%とする。）																	
【全国家計構造調査】	世帯単位に約80% （次の世帯について、世帯の種類（二人以上の世帯、単身世帯）ごとに抽出する。 ・ 基本調査世帯、家計調査世帯特別調査世帯及び全国単身世帯収支実態調査世帯 ・ 簡易調査世帯 世帯票、家計簿、年収・貯蓄等調査票が全て揃っている世帯を提供する。）																	
【国民生活基礎調査】	世帯単位に約20%																	
【賃金構造基本統計調査】	労働者単位に約40%																	
3 世帯・個人識別情報の匿名化 各統計調査の特性により調査対象が特定される可能性が高い場合は匿名化処理を行う（提供する地域ごとに検討を行う。）。																		
<table><tr><td>【国勢調査】</td><td> ・ 母集団に対して一意又は二意となる世帯又は個人がいる世帯を削除 ・ 父子世帯を削除 ・ 子供の数が多く、世帯主・配偶者が外国人である世帯を削除 ・ 年齢差の大きい夫婦のいる世帯を削除 ・ 年齢差の大きい又は小さい親子のいる世帯を削除 ・ 15歳未満の就業者のいる世帯を削除 </td></tr><tr><td>【社会生活基本調査】</td><td> ・ 母子世帯、父子世帯において、出現頻度の少ない世帯を削除 </td></tr><tr><td>【就業構造基本調査】</td><td> ・ 長時間労働者のいる世帯を削除 </td></tr><tr><td>【住宅・土地統計調査】</td><td> ・ 家計を支える者の年齢が15歳未満の世帯を削除 </td></tr><tr><td>【労働力調査】</td><td> ・ 自衛官及び受刑者のレコードを削除 </td></tr><tr><td>【国民生活基礎調査】</td><td> ・ 父子世帯を削除 ・ 年齢差の大きい夫婦のいる世帯を削除 ・ 年齢差の大きい又は小さい親子のいる世帯を削除 </td></tr><tr><td>【賃金構造基本統計調査】</td><td> ・ 公営の事業所を削除 </td></tr></table>		【国勢調査】	・ 母集団に対して一意又は二意となる世帯又は個人がいる世帯を削除 ・ 父子世帯を削除 ・ 子供の数が多く、世帯主・配偶者が外国人である世帯を削除 ・ 年齢差の大きい夫婦のいる世帯を削除 ・ 年齢差の大きい又は小さい親子のいる世帯を削除 ・ 15歳未満の就業者のいる世帯を削除	【社会生活基本調査】	・ 母子世帯、父子世帯において、出現頻度の少ない世帯を削除	【就業構造基本調査】	・ 長時間労働者のいる世帯を削除	【住宅・土地統計調査】	・ 家計を支える者の年齢が15歳未満の世帯を削除	【労働力調査】	・ 自衛官及び受刑者のレコードを削除	【国民生活基礎調査】	・ 父子世帯を削除 ・ 年齢差の大きい夫婦のいる世帯を削除 ・ 年齢差の大きい又は小さい親子のいる世帯を削除	【賃金構造基本統計調査】	・ 公営の事業所を削除	・ 母子世帯、父子世帯において、出現頻度の少ない世帯を削除		
【国勢調査】	・ 母集団に対して一意又は二意となる世帯又は個人がいる世帯を削除 ・ 父子世帯を削除 ・ 子供の数が多く、世帯主・配偶者が外国人である世帯を削除 ・ 年齢差の大きい夫婦のいる世帯を削除 ・ 年齢差の大きい又は小さい親子のいる世帯を削除 ・ 15歳未満の就業者のいる世帯を削除																	
【社会生活基本調査】	・ 母子世帯、父子世帯において、出現頻度の少ない世帯を削除																	
【就業構造基本調査】	・ 長時間労働者のいる世帯を削除																	
【住宅・土地統計調査】	・ 家計を支える者の年齢が15歳未満の世帯を削除																	
【労働力調査】	・ 自衛官及び受刑者のレコードを削除																	
【国民生活基礎調査】	・ 父子世帯を削除 ・ 年齢差の大きい夫婦のいる世帯を削除 ・ 年齢差の大きい又は小さい親子のいる世帯を削除																	
【賃金構造基本統計調査】	・ 公営の事業所を削除																	
4 攪乱処理 調査単位、調査対象等が、特定又は推定されないようスワッピング、誤差の導入などの匿名化処理を必要に応じて行う。																		
【国勢調査】		・ 2つの調査対象を入れ替える。（スワッピング）																
		—																

令和 8 年社会生活基本調査 匿名データの作成方針（案）

社会生活基本調査は、国民の社会生活の実態を明らかにすることを目的に世帯及びその世帯員を対象に 5 年ごとに実施している統計調査であり、学術研究や高等教育において有用性が高い調査であることから、匿名データを作成するものである。

令和 8 年社会生活基本調査（以下「本調査」という。）について、以下のとおり匿名データの作成を行う予定である。

1 基本的な考え方

本調査の匿名データについては、調査対象が特定されないことを目的に、「匿名データの作成・提供に関するガイドライン」（平成 21 年 2 月 17 日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）及び匿名データの作成に係る匿名化処理基準（以下「匿名化処理基準」という。）に沿った秘匿措置を講じて作成・提供する。

ただし、社会経済情勢の変化や他調査の作成方法等を勘案した措置を講ずるものとする。

2 作成する匿名データの構成概要

これまでに作成してきた社会生活基本調査に係る匿名データと同様、本調査の調査票情報から、以下の匿名データを作成する。

調査票の種類	リサンプリング率	（参考）令和 3 年	
		調査本体の 標本の大きさ	匿名データの 標本の大きさ
調査票 A	約 80%	約 78,000 世帯	約 62,400 世帯
調査票 B		約 4,300 世帯	約 3,500 世帯

3 適用する匿名化処理

調査票情報への匿名化処理については、本調査の結果の公表後に、匿名化処理基準の匿名化処理と本調査の各調査事項との対応に関する検証結果を踏まえて行う。

なお、匿名化処理を行う際に、組合せ等により個体識別リスクが高いレコードが出現した場合は、削除等の必要な匿名化処理を検討する。

4 提供予定時期

令和 11 年 12 月（予定）

令和 8 年社会生活基本調査の概要

調査の目的

生活時間の配分や自由時間における主な活動の状況など、国民の社会生活の実態を明らかにするための基礎資料を得ること。

調査の方法、公表

- 調査の期日：令和 8 年10月20日（昭和51年の調査開始から 5 年ごとに実施）
※ただし、生活時間の配分についての調査は、
10月17日から25日までの 9 日間のうちの連続する 2 日間
- 調査の範囲：調査票A － 約 90,000世帯、世帯員約 183,000人
 - ・ 1日の生活時間の配分（2日間 プリコード方式）
 - ・ 過去 1 年間における主な生活行動 等調査票B － 約 5,400世帯、世帯員約 11,000人
 - ・ 1日の生活時間の配分（2日間 アフターコード方式） 等
- 調査の流れ：総務省統計局－都道府県－指導員－調査員－調査世帯
- 結果の公表：調査票A － 令和 9 年9月末まで
生活時間に関する結果、生活行動に関する結果
調査票B － 令和 9 年12月末まで
詳細行動分類による生活時間に関する結果